

2021年5月31日

株主の皆さまへ

株式会社三井住友フィナンシャルグループ

第19期定時株主総会「第3号議案 定款一部変更の件」に関する補足説明について

2021年6月29日開催予定の第19期定時株主総会に付議する「第3号議案 定款一部変更の件」（以下「本議案」）に関し、下記のとおり、当社の見解を補足説明いたします。

株主の皆さまにおかれましては、何卒本議案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

記

本議案は、選択可能な株主総会の開催方式の拡充を目的とするものです。本議案が承認可決され、定款の変更の効力が生じた場合、当社の株主総会の開催方式として、現行のリアル株主総会（注1）やハイブリッド型バーチャル株主総会（注2）に加え、バーチャルオンリー株主総会（注3）が選択可能となります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大については、ワクチン接種も進みつつありますが、変異株の拡大等、引き続き予断を許さない状況と考えられます。新型コロナウイルス感染症以外にも、今後、新たな感染症のパンデミックが起こらないとは限りません。また、将来的に、首都直下地震や南海トラフ地震等、大規模災害の発生も懸念されております。このような中、わが国においてバーチャルオンリー株主総会を開催可能とするため、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案」（第204回国会内閣提出法案第23号）が本年5月20日に衆議院本会議で可決され、本日時点では参議院において審議中です。

こうした状況下、当社といたしましては、緊急事対応や業務継続の観点を第一義として、株主の皆さまが物理的な場所に参集することが困難な場合も含め、株主総会を機動的に開催可能とするため、バーチャルオンリー株主総会を選択可能とし、株主総会の開催方式の選択肢を可能な限り拡充することが、株主の皆さまの利益に資するものと考え、本議案を株主の皆さまにお諮りするものです。

バーチャルオンリー株主総会については、このような緊急時対応や業務継続の観点のほか、海外も含む遠隔地の株主さまが株主総会に出席しやすくなるなどのメリットがあるものと認識しております。

もっとも、バーチャルオンリー株主総会に関する実務対応が未確立であるなど、わが

国における現下の社会情勢に鑑みれば、平時において、直ちにバーチャルオンリー株主総会を開催する予定はありません。また、株主の皆さまとの対話が特に必要となる場合において、物理的な場所での対話を希望する株主さまの利益を不当に害する目的で、バーチャルオンリー株主総会を開催することはありません。

将来的に、バーチャルオンリー株主総会の開催を決定するにあたっては、透明性・客観性の確保、恣意性の排除が重要な課題になると認識しております。とりわけ、株主の皆さまとの対話を充実させるためには、株主総会における質疑応答の在り方が重要であることから、例えば、無作為抽出の方法で質問を採り上げるなど、株主の皆さまの利益を不当に害することのないよう十分に留意し、その時点での法制度やシステムインフラの整備状況等も考慮に入れつつ、最適な方法を選択してまいります。

以上を念頭に、株主総会の開催方式や運営方法については、その都度、株主の皆さまの利益に最大限配慮しつつ、当社取締役会において、独立社外取締役の客観的な視点に基づく意見を反映し、慎重に決定してまいります。

(注1) 取締役や株主等が一同に会する物理的な場所において開催される株主総会。

(注2) リアル株主総会の開催に加え、リアル株主総会の場所にいない株主がインターネット等の手段を用いて出席、または審議等を確認・傍聴することができる株主総会。

(注3) 物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会。

以 上